

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年12月7日(木) 午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 22人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 8番 石井 守 委員 9番 菱川 修二 委員

10番 中野 恒夫 委員 13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員

15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員

21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員 23番 岩田 英明 委員

24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 2人

7番 諏訪 愿一 委員 12番 堀 幹宏 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 「倉敷市の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

追加議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

追加議案第2号 倉敷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規定の一部改正について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

(開会 午前10時00分)

事務局
佐々木
次 長

定刻となりましたので、ただいまから12月の総会を始めたいと思います。
総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。

花巻会長
(以下
「議長」)

ただ今から、平成29年12月の総会を開会いたします。
本日の出席委員は 22名 です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。
皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。
それでは、これより議事に入ります。

まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

それでは、
議席番号(19)番 山本 義弘(やまもと よしひろ)委員と、
議席番号(20)番 平井 正敏(ひらい まさとし)委員に申し上げます。

なお、本日の会議書記には、
事務局職員の 小山 主任 と、中村 主任 を指名いたします。

以上で議事日程第1を終わります。

続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。

議事日程第2

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が9件、使用貸借権設定が3件となっております。
それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】

ご確認いただいた調査票のとおり、特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件につきましては、すでに各地区協議会でご審議いただいた結果、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、全件許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第1号は、全件許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
早 乗
副主任

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

早乗です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に8件の申請がございました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読、説明】

今回申請のありました1番から8番の8件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた8件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1番から8番の8件につき許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第2号、1番から8番の8件は、許可とします。

次に、4頁をお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。
4頁から6頁にかけて13件の案件があります。

事務局の説明をお願いします。

事務局
早 乗
副主任

【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から6頁にかけて13件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読、説明】

1番についてですが、3つの項目について再確認の必要性があり保留となっていた案件でございます。

保留理由①農地転用の必要性についてですが、先月の総会後から地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員の方が10日間にわたり現地確認を行った結果、駐車場利用について現行の駐車場では不足するため、駐車場の拡張について必要性は十分にあると判断するとのことでした。

保留理由②他法令の許可見込みについてですが、土砂埋立規制条例に基づくシモハナ物流と地域住民の協議では、地域住民はトラックを申請地の駐車場に停めないという条件で同意したとのことでした。

このことについて、地域住民とシモハナ物流が協議を行った結果、駐車場の進入路の位置変更や申請地南側水路沿いの道の整備を行うことにより合意ができたため、問題ないと判断するとのことでした。

保留理由③シモハナ物流は、施設の従事者のうち3割を、農業従事者から雇用を行う条件で許可となった農業振興施設です。

農業振興施設としての農業者の3割雇用についてですが、平成28年4月に指導を行った結果、雇用時にアンケート調査を行い、農業従事者を優先して雇用する計画を行うとのことでした。

その成果として、平成28年4月から比較して38人から63人で25人増しています。パーセンテージでは8.3%から12.2%に増加しておりました。

しかし、条件は満たしていないため、現在建築中の施設が完成した後に再度、調査資料を提出することを条件として許可判断するとのことでした。

以上により、1番については、許可意見となっております。

2番についてですが、土地の利用計画が明確にされていなかったため保留となっていた案件でございます。

この度、申請代理人から土地利用計画について再度提出され、問題ないと判断したため許可意見となっております。

3番から7番についてですが、特に問題はございませんでした。

8番についてですが、事業の必要性、代替性の検討結果、申請地でなければならない理由が明確にされていないことと、周辺農地及び農地転用を行うことによる農地

の残地部分の効率的な利用について確認が取れないため、周辺農地への影響という部分で問題ないと判断できませんでした。

この件につきまして、申請人と引き続き協議を行う必要があるため保留とのことでした。

9番から13番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました13件について、8番は保留残りの12件は許可意見のことでした。

許可意見とされた12件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、許可意見されました12件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請は、8番を保留、残り12件は許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

ご異議なしと認め、8番を保留、1番から7番、9番から13番のまでの12件は許可とします。

続きまして、7頁をお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、井上委員さん、野口委員、田邊委員さんに関する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、野口委員、田邊委員 退席)

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から8頁にかけて15件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

そのうち1番について、倉敷西地区協議会で借り手の農業実績等について疑義が生じ、総会までに事実確認等を行い、適正と判断できれば承認となった案件です。

借り手本人へ確認したところ、まず農業実績について、実家が農家で結婚前は両親を手伝って耕作をしており、新規就農者ではなく経験があること、次に通作距離につ

いて、約16キロメートルであり通作に支障があるというほどではないこと、また農機具等については、貸し手がいどこであり、申請農地付近の農業用倉庫に所有・保管してあるものを借りて耕作するつもりであること、最後に農業を継続して行う意思について確認したところ、そのつもりで申請したものであり、夫を補助者として申請農地を責任もって耕作してゆくとの回答であり、1番について申請内容が適正であると判断するに至りました。

今回の利用権の種類の内訳は、賃貸借が5件、使用貸借が10件です。

また、利用期間の更新は3件で、更新切れを含む新規は12件です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが2件で、その他は個人です。

面積は、36,955.06㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、さきほどご報告した1番を含め、15件とも承認が相当と判断します。

ご審議のほどよろしく、お願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、1番から15番の15件につき、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

事務局、3名の委員さんに入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた3名の委員さんに報告いたします。

議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、9頁をご覧ください。

議案第5号 「農地転用事業計画変更承認申請について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局
早 乗
副主任

【議案第5号 「農地転用事業計画変更承認申請について」の説明】

早乗です。ご説明いたします。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、9頁に1件の申請がございました。

平成29年6月9日付け（農委第2050003号）で許可とされていましたが、カーポート及び農業用倉庫の大きさが変更となったため事業計画変更承認申請書が提出されました。

このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、本件については承認との意見ですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

続きまして、10頁、
議案第6号 「倉敷市の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第6号「倉敷市の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取についての説明】**

早 乗
副主任

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第6号 「倉敷市の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取についてでございますが、平成29年11月17日付けで倉敷市長から「倉敷市の農業の振興に関する計画」の統合に対する意見を求められています。

倉敷市では、昨年度から農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域整備計画の総合見直し事業を行っており、当該事業の一環として、農業振興地域整備計画に付随して市が独自に定めることのできる農業の振興に関する計画についても見直しの対象とし、基礎調査の結果を踏まえた課題と農業振興の方向及び方策を示し、合併前の行政区域単位（船穂町を除く。）で策定していた振興計画を統合するものです。

農業の振興に関する計画の主たる目的は、担い手の持続的な確保及び地域コミュニティ機能の維持、発揮のため、国営の土地改良事業（農業用排水施設の新設又は変更：小阪部川地区、岡山南部地区）実施中又は事業完了後8年以内の受益地であっても、農家住宅又は農家世帯の分家住宅は農業振興に資する施設として定め、土地利用の調整を図り、当該住宅用地を農用地区域から除外（その後農地転用許可）できるよう位置付けるものであります。

このことについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、23頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 ご異議ないようですので、議案第6号については、23頁の（案）のとおり回答することを承認いたします。

議 長	<p>続きまして、24頁をご覧ください。</p>
事務局 前田主幹	<p>議案第7号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>【議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】</p>
	<p>前田です。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p>
	<p>24頁をご覧ください。倉敷南地区で1件の申請がありました。</p>
	<p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は連島町鶴新田で、連島南小学校の南西約980mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。</p>
	<p>申請農地は自宅から約550m離れた農地です。通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p>
	<p>また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p>
	<p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p>
	<p>これらの調査内容について倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p>
	<p>ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第7号については、承認と決定します。</p>
	<p>予定の審議案件は以上ですが、追加の議案があります。 報告案件の前に、追加議案について審議頂きたいと思います。</p>
	<p>総会追加議案 1ページをお開きください。</p>
	<p>追加議案第1号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 早 乗 副主任	<p>【追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p>
	<p>追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明させていただきます。</p>
	<p>申請地は農振農用地除外を平成29年5月に行っていますが、この時の内容と農地転用許可申請の内容が一致しないため、集落接続がとれない状況になっています。</p>
	<p>このことについて申請人と再協議する必要があるため保留とのことでした。</p>
	<p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。</p>

議 長	本件につきましては、保留との意見ですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	ご異議ないものと認め、追加議案第1号については保留と決定いたします。 続きまして 追加議案の 2頁をご覧ください。 追加議案第2号 「倉敷市農業委員会 農地利用最適化推進委員 候補者 評価委員会 設置規定の一部改正について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局 早 乗 副主任	【追加議案第2号「倉敷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規定の一部改正について」の説明】 早乗です。ご説明させていただきます。 追加議案の2頁をお開きください。 追加議案第2号 「倉敷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について」でございます。 改正案といたしましては、条文の第3条第2項中「農地部会長、農地部会長職務代理者、農政部会長及び農政部会長職務代理者並びに」を「地区協議会長、」に改めたいと考えます。 改正理由でございますが、農業委員会等に関する法律が改正され、倉敷市農業委員会は、平成29年4月22日から新体制へと移行し活動を行っておりますが、現在、農地利用最適化推進委員に1名の欠員が生じ、補充のため委員の募集を行っております。 このため、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催することになりますが、同規定の内容が現組織の構成に合致しないため、内容を改める必要があるためです。 具体的には、部会制が廃止されたことから、構成員の農地部会と農政部会の会長及び会長職務代理者を構成員から外し、新たに地区協議会長を構成員となるよう改正するものです。3頁には新旧対照表、4頁には条文を掲載しておりますのでご参考になさってください。 このことについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 事務局から説明がありましたとおり、規定の一部改正について、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	ご異議ないものと認め、追加議案第2号につきましては承認とします。

議 長	<p>以上で、審議事項は終わりました。 引き続き、報告案件です。 総会議案の25頁、報告第1号から、39頁、報告第4号までを、事務局で一括して説明をお願いします。</p>
事務局 日下部 主任	<p>【報告第1号から第4号について説明】</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について 報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について 報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>25頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から30頁にかけて30件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に31頁をお開きください。 報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁に8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に32頁をお開きください。 報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、32頁から38頁にかけて52件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に39頁をお開きください。 報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが39頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。</p>

ありがとうございました。
以上で、すべての審議が終わりました。
事務局から何かありますか。

事務局 【事務局から連絡事項を伝える】

議長 ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は先ほど事務局から案内があったとおり1月11日（木）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時30分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年12月7日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員